

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
当分の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録（保険課）

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの（ク）

公衆浴場入浴料金の統制額の指定（衛生課）

結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退（ク）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定（水産課）

公有水面の埋立ての免許の出願（河川課）

◇ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨（三件）

政治団体の解散の届出

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

◇ 教委告示

定例教育委員会の招集（総務課）

告 示

鳥取県告示第百六十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成五年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
西尾 フミ子	鳥薬第八三一号	平成五年二月一日
得津 孝子	鳥薬第八三二号	平成五年二月三日

鳥取県告示第百六十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものと

みなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
今井薬局	米子市上後藤五丁目一三―三	平成五年一月十八日

鳥取県告示第七十号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成五年三月一日から施行する。

平成元年九月鳥取県告示第九百六十一号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、平成五年二月二十八日限り廃止する。

平成五年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区分	入浴料金			洗髪料金
	大人 (十二歳以上 の者)	中人 (六歳以上十 二歳未満の 者)	小人 (六歳未満の 者)	
統制額 (一人につき)	二百五十円	百円	五十円	四十円

鳥取県告示第七十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年原生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成五年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団清 仁会野坂医院	米子市上新印二五六―六	平成五年二月十二日
医療法人社団清 仁会野坂医院 分院	米子市蚊屋二八一―二	〃
福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇 六一―一	〃

かんべ皮膚科クリニック	鳥取市永楽温泉町四五九	"
医療法人ぬの皮膚科医院	倉吉市東巖城町五四	"
健クリニック	米子市中町二二三一三	"
やまね内科クリニック	鳥取市行徳は三一七	"
おおの小児科内科医院	米子市東福原六七四一一	"
遠藤医院	境港市上道町九一四一一	"
つくだ医院	倉吉市中江三二七一三	"
栄町クリニック	鳥取市栄町二一一一二	"
横浜小児科内科医院	鳥取市覚寺五六一一	"
ひまわり内科クリニック	鳥取市雲山二四三一三八	"
たなか小児科医院	鳥取市興南町七六	"
さくら薬局	米子市糺町一丁目九九	"
ひまわり薬局	東伯郡大栄町大字瀬戸五三三	"

鳥取県告示第百七十二号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に

に基づき、次のとおり指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成五年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
野坂医院	米子市上新印二五六一六	平成五年二月十一日
福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇六一一	"
ぬの皮膚科医院	倉吉市東巖城町五四	"
健クリニック	米子市中町二二三一三	"
たなか小児科医院	鳥取市興南町七六	"
安田医院	鳥取市青葉町一丁目二二七	平成四年八月二十八日
小松内科医院	鳥取市今町一丁目二二三	平成四年十二月十一日

鳥取県告示第百七十三号
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第五項

において準用する同法第五條の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八條の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同法第五項において準用する同法第五條の二第四項の規定により告示する。

平成五年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
境港加入区	漁業災害補償法第四條第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第七十四号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木事務所並びに境港市建設部港湾対策室に備えて置いて公衆の縦覧に供する。

平成五年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

境港市岬町四五―三九並びに同市昭和町九―三及び九―四に接する

国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び③の地点と①の地点とを結ぶ計画高水位（D・Lプラス一・〇五メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 高尾山三等三角点（北緯三五度三三分三四・二六二秒東

経一三三度一四分五・二三八秒）から一四四度一八分〇二

秒二、二四五・〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から八五度三〇分七〇・九メートルの地点

③の地点 ②の地点から三五五度三〇分三・一メートルの地点

(三) 面積

二、四七〇・六一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

境港市岬町四五―一九、四五―二〇、四五―三八及び四五―三九並びにこれらに接する国有地並びに同市昭和町九―三及び九―四に接する国有地並びにそれらの地先公有水面

(一) 区域

次の㉞の地点から㉟の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉞の地点と㉞の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

㉞の地点 高尾山三等三角点(北緯三五度三三分三四・二六二秒東 經一三三度一分五・二三八秒)から一四四度二四分一五秒二、一一八・〇メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から八五度二〇分七六・一メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から三五五度二〇分五八・五メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から八五度二分一六・二〇メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から一七五度二〇分六三・九メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から八五度二〇分二〇・〇メートルの地点

㊵の地点 ㊴の地点から一七五度二〇分一六・一メートルの地点

㊶の地点 ㊵の地点から二六五度二〇分二〇・〇メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から一七五度二〇分九四・六メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から八五度二〇分六四・〇メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から一七五度二〇分五二・一メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から二六五度二〇分一四一・二メートルの地点

(二) 面積

一九、一一八・一三平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

平成五年二月五日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成五年二月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
小玉正猛後援会	上根 庸藏	河崎 重美	鳥取市賀露町八八	平成五年一月六日	その他政治団体
小谷和助後援会	山本 良二	福岡 長治	岩美郡岩美町大字岩井三二一	平成五年一月二十日	"
田中キョジ後援会	田中 勇	田中 勇	岩美郡岩美町大字浦富一〇三六一一	平成五年一月二十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成五年二月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県議会支部	氏名	大田 保雄	田野瀬武士	平成五年一月二十一日	政党の支部
あすの鳥取県をきづく会	"	有田 勝徳	小林 篤	平成五年一月十八日	その他政治団体
さかの重信後援会	代表者の氏名	米原 正博	米原 稔	平成五年一月二十一日	"
沢徳次郎後援会	主たる事務所の所在地	岩美郡岩美町大字大谷一四八二二	岩美郡岩美町大字大谷七七〇	平成五年一月二十六日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成五年二月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 平成2年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 小玉正猛後援会

報告年月日 平成5年1月5日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 324,600円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 324,600円

(2) 支出総額 324,600円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

個人の負担する党費又は
会費(1人) 324,600円

合 計 324,600円

(2) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費 324,600円

合 計 324,600円

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成五年二月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 平成3年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 小玉正猛後援会

報告年月日 平成5年1月5日

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 正木直志後援会 報告年月日 平成5年1月14日		事務所費 小 計 59,440円 政治活動費 202,870円 組織活動費 181,500円 選挙関係費 29,720円 機関紙誌の発行 その他の事業費 72,100円 宣伝事業費 72,100円 寄附・交付金 800,000円 その他の経費 13,500円 小 計 1,046,820円 合 計 1,249,690円	
1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 1,399,912円 ア 前年繰越額 0円 イ 本年収入額 1,399,912円 (2) 支出総額 1,249,690円		2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 個人の負担する党費又は 会費(265人) 954,000円 寄附(内訳別掲) 個人からの寄附 445,000円 その他の収入 10万円未満の収入 912円 合 計 1,399,912円	
【寄附の内訳】 個人からの寄附 その他 445,000円 (2) 支出の内訳 經常経費 人件費 100,000円 光熱水費 7,930円 備品・消耗品費 35,500円		◎その他の政治団体 政治団体の名称 小玉正猛後援会 報告年月日 平成5年1月5日 (平成4年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円	
政治団体の名称 柳原憲光後援会 報告年月日 平成5年1月19日 (平成4年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円		政治団体の名称 本田登後援会 報告年月日 平成5年1月21日 (平成4年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入総額 0円 2 支出総額 0円	
政治団体の名称 坂田賢一即後援会 報告年月日 平成5年1月22日 (平成4年12月31日解散) 収入・支出の総額 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 38,690円 ア 前年繰越額 38,690円			

豊 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 第 十 一 号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規
 定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったもの、同法第
 二十条第一項の規定による、その報告を次のとおり公表する。

平成五年二月二十三日

豊 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 会 長 豊 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 会 長 豊 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 会 長

1 本年収入額	0円
(2) 支出総額	38,690円
2 支出の内訳	
政治活動費	
寄附・交付金	38,690円
合 計	38,690円

その他の収入	1,289円
10万円未満の収入	1,289円
合 計	17,871,789円
〔寄附の内訳〕	
個人からの寄附	
その他	2,670,509円
法人その他の団体からの寄附	
その他	200,000円
政治団体からの寄附	
政治団体の名称 加茂篤代後援会	
報告年月日 平成5年1月27日	
(平成4年12月31日解散)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	17,921,789円
ア 前年繰越額	50,000円
イ 本年収入額	17,871,789円
(2) 支出総額	17,921,789円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
寄附 (内訳別掲)	
個人からの寄附	2,670,509円
法人その他の団体からの寄附	200,000円
政治団体からの寄附	15,000,000円
小 計	17,870,509円
(2) 支出の内訳	
経常経費	
人件費	840,000円
光熱水費	122,764円
備品・消耗品費	262,277円
事務所費	459,468円
小 計	1,684,509円
政治活動費	
組織活動費	2,455,840円
選挙関係費	8,000,000円
機関紙誌の発行	
その他の事業費	5,585,762円

宣伝事業費	5,585,762円
その他の経費	195,678円
小 計	16,237,280円
合 計	17,921,789円

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年二月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
小玉正猛後援会	上根 庸蔵	河崎 重美	鳥取市賀露町九一七	平成五年一月五日	その他の政治団体
柳原憲光後援会	森本 実	大江 郁明	八頭郡家町大字花原三四五―三	平成五年一月十九日	"
本田登後援会	大許 満隆	大許 獅美	西伯郡淀江町大字本宮二七三	平成五年一月二十一日	"
坂田賢一郎後援会	矢城 正弘	森田和喜雄	東伯郡関金町大字関金宿一六六一	平成五年一月二十一日	"
加茂篤代後援会	吉田 達男	安達 俊幸	米子市久米町一四二	平成五年一月二十七日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

平成四年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

平成五年二月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、四八四

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年二月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成五年二月二十五日（木） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 平成五年度教育行政施策について

2 その他